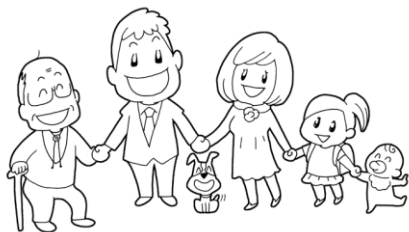


東京社保協第5回常任幹事会・資料集

2016年8月25日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1 介護をよくする東京の会第7回事務局会議報告
- 2 介護フォーラムチラシ
- 3～5 都民連第9回世話人会議報告
- 6 都民連緊急講演会チラシ
- 7 オリパラ第31回運営委員会報告
- 8～18 第61回社会保障審議会介護保険部会資料(抜粋)
- 19～26 第96回社会保障審議会医療保険部会資料(抜粋)
- 27～28 新聞記事「介護保険の福祉用具レンタル全額自己負担方針に悲鳴」、「本誌報道に反響続々」(8月3日、19日付東京新聞)
- 29～30 年金積立管理運用独立行政法人(GPIF)2015年度運用実績
- 31 TPP協定を今国会で批准しないことを求める緊急署名
- 32 「社会保障は国の責任です」署名集約
- 33 「子育て支援」陳情署名集約
- 34 衆議院厚生労働委員会・委員名簿
- 35 参議院厚生労働委員会・委員名簿
- 36 都議会厚生委員会・委員名簿



「介護をよくする東京の会」第7期 第7回事務局会議報告

日時：8月5日（金）18：30～ 会場：東京自治労連会議室

出席：中野（地評）、中村（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）

西銘（医労連）横田（福保労）、岡村（年金者組合）、杉山（東京自治労連）下線欠席
＜報告事項＞

1、前回（第7期第6回）事務局会議報告を資料添付した

2、各団体等の報告

民医連）東社協の「介護報酬改定の影響調査」の資料の報告があった。

福保労）都福祉保健局への要請行動の報告とその資料の報告があった。

中村）足立区が10月から総合事業開始。要支援の訪問・通所の単価は現行の94%程度になる予定で、現在サービスを行っている400事業所のうち120事業所、が新しい総合事業のサービスを実施する予定。なおボランティアにBサービスは実施しない。

3、協議事項

1) 10月1日（土）の介護フォーラムについて、以下検討した。

①報告については、23区は品川区（ゆたか診 保坂）、多摩は国立市（コスモス国立、服部）、稲城の山岸市議が保国することになった。

②フォーラムの演題 「総合事業の実態からみえるもの」（案）

③タイムスケジュール（13時から16時半まで）

安達さんをコーディネーターに、地域から3人報告するとともに、フロアー発言（世田谷や議員、現場から）を追求することにした。

④費用 会場費21000円、看板4000円、謝礼25000円、合計50000円
参加者から資料代500を徴収する。

⑤チラシを作成し宣伝。自治体の議員へも案内する。（8/15に送付済）

2) 会として、福祉保健局要請を検討する（12月頃）。また、都議会対応については次回検討する。

次回日程：9月2日（金）14：00～ 東京自治労連4階会議室（予定）

介護フォーラム開催のご案内

- 総合事業が開始されてどうなった？
- 自治体の通所・訪問介護の実態は？
- 現行サービスの維持・確保はできるのか？
- 次期介護保険制度改定はどうなるの？



日時 2016年10月1日(土) 13:30~

会場 東京労働会館7階 ラパスホール **資料代500円**

問題提起 安達 智則氏 (東京自治問題研究所主任研究員)

<報告・交流内容>

総合事業が開始されている自治体・現場からの報告
総合事業開始に向けた各自治体の状況報告
介護現場の実態や現状などのフロアーからの報告
まとめと行動提起

介護保険制度の「改正」により、要支援者を対象とした訪問介護と通所介護サービスが自治体の地域支援事業に順次移行することになりました。東京23区は21区で、多摩では12市で新総合事業が開始されています。

すでに地域支援事業を実施している自治体の実施状況と問題点・今後の課題などについての報告と交流などを行います。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

ご一緒に対策を考えましょう。

介護をよくする東京の会

連絡先 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6階 (東京社保協内)
電話03-5395-3165 FAX03-3846-6823

会場の地図は裏面

都民連第9回世話人会議 まとめ

日時 2016年8月2日(火) 15:35～17:00

会場 東京自治労連会議室

【出席確認(順不同、敬称略。取消線は欠席。)]

内田(東商連)、佐久間(新婦人本部)、堀内(東京自治労連)、金澤(年金者組合都本部)、水上(都生連)、佐々木(福祉保育労東京)、市川(臨海都民連)、木下(都教組)、石上(東京民医連)、中村(東京土建)、石島(自由法曹団東京)、皆内(東京母親大会連絡会)、萩原(新日本スポーツ連盟都連)、岸本(東京平和委員会)、井手口・阿久津・中野(東京地評)、
オブザーバー：~~曾澤(革新都政の会)~~、寺川(東京社保協)、~~佐田(障都連)~~

I. 特別報告

今回は開催しません。

II. 報告事項

1. 経過報告(6月21日～8月1日)

(1) 都民連などの取り組み

① 都民要求実現全都連絡会(都民連) 第8回世話人会議

6月21日(火)15:00より、東京地評会議室にて11組織13人の出席のもと開催しました。冒頭、日本共産党東京都議団・曾根はじめ都議より、「第2回定例会の報告・括」の報告を受け、質疑と意見交換を行ないました。その後、都知事選にむけた取り組みと総会の延期(8/26)を協議、確認しました。

② 都民生活要求大行動実行委員会 第2回実行委員会(2017年度東京都予算要求運動)

7月13日(水)10:00より、東京地評会議室にて7組織の出席のもと開催しました。7月15日に提出予定の2017年度東京都予算への要望書案を確認しました。また、都知事選が行われることを踏まえ、当初予定していた要請行動候補日を3週間程度遅らせて、11月中旬に開催する方向で準備を進めることとしました。

(2) 都民生活をめぐる動き(別冊資料を参照してください)

- ・(経済・営業) 中小企業、東京の農地保全
- ・(労働) 最低賃金引き上げ、建設対都要求行動
- ・(平和) 横田基地 中学で新兵訓練、全労協が横田基地集会・デモ
- ・(2020オリパラ) 争点と候補者の政策
- ・(築地・豊洲問題) 築地市場解体工事発注
- ・(まちづくり) 晴海都有地・破格値で売却へ、都営霞ヶ丘アパート解体強行ほか
- ・(羽田増便低空飛行) 「夏ごろ策定」と区長会へ、自治体が新ルート了承、住民は「寝耳に水」
- ・(教育) 教室不足解消問題、増員要求、給付制奨学金要求

- ・（保育）都内待機児童・再び増加
- ・（その他）

（３）東京都知事選の結果について

7月31日、東京都知事選挙の投開票が行われ、その結果、革新都政の会も推薦した鳥越俊太郎候補は134万6,103票（得票率22.24%）を得て大健闘したものの、残念ながら及びませんでした。今回の選挙は、野党と市民の共闘の力で政治を都民・国民に取り戻すことを旗印に掲げて闘われました。勝利にむけて、猛暑の中をいとわずご支援いただいたみなさまに敬意を表します。

Ⅲ. 協議事項

1. 次回総会について

（１）日時・内容

日時 8月26日（金）

13時30分～15時 講演会（ラパスホール）

15時15分 都民連総会（ラパスホール）

内容 ①講演テーマ

「選挙後の国政・都政の情勢分析と今後の課題」

講師 五十嵐仁さん（法政大学名誉教授）

②総会の議題（構成）

ア）情勢の特徴（井手口）、前総会以降の主な取り組み（阿久津）

イ）今年度の取り組み（井手口）

ウ）2015年度会計報告と繰越金処分案および2016年度予算案（阿久津）
各組織、複数名の出席をお願いします。また2016年度世話人の事前登録（8/22まで事務局へ）もお願いします。

（２）進行と役割分担について

以下の進行とします。また、役割分担についてご協力をお願いします。

13時 受付開始（阿久津、中野／東京地評）

13時30分 開会 司会（議長）（東京自治労連）

開会あいさつ（森田稔・東京地評議長）

13時35分 講演

15時 講演終了～会場移動

15時15分 再開

議会会派からのご挨拶

議案報告と提案（井手口事務局長／東京地評）

15時45分 質疑・各団体の報告

16時15分 議案採択

新役員の紹介（井手口事務局長）

16時25分 閉会あいさつ（都教組）

16時30分 閉会

2. 2016年度東京都議会第3回定例会（3定）開会日行動の計画

以下のとおり、提案いたします。

（1）3定の日程（予定）

開会（本会議）	9月28日（水曜日）
代表質問	10月4日（火曜日）
一般質問	10月5日（水曜日）
常任委員会	10月6日（木曜日）から10月11日（火曜日）
閉会（本会議）	10月13日（木曜日）

（2）都議会開会日行動

開会日が決定され次第、その日に実施します。

日時 9月28日（水） 12:15～12:45

場所 東京都庁第1本庁舎前歩道

主催 都民連、東京社保協、東京地評

（3）行動内容の検討

宣伝カー 東京土建に配車を要請します。
司会 東京社保協に要請します。
(以降、→東京母親→東京地評→新婦人本部)

主催者挨拶 東京地評・森田議長
団体決意表明 テーマ別に、**3団体**に要請します（各団体4分間）。

会派あいさつ 開会日確定後、各会派に参加要請します（以前に増して重視します）。

個人請願書 9/6（火）正午までに確定し、メール・ファックス送信します。
組合員・会員に事前の記入と当日持参を呼びかけてください。

シュプレヒコール 前回行動のものを活用します。本会議で修正を集約します。
シュプレヒコーラー：新日本スポーツ東京にお願いします。

都議会第3回定例会にむけて

東京都議会第3回定例会は、9月28日（水）に開会する見込みです。

3. 交流（各団体の活動報告・活動予定）・・・掲載略

【次回の日程】

9月12日（月）13:30～15:00 @東京地評会議室

以上

8・26緊急講演会

主催・都民連(都民要求実現全都連絡会)

「選挙後の国政・都政の情勢分析と今後の課題」

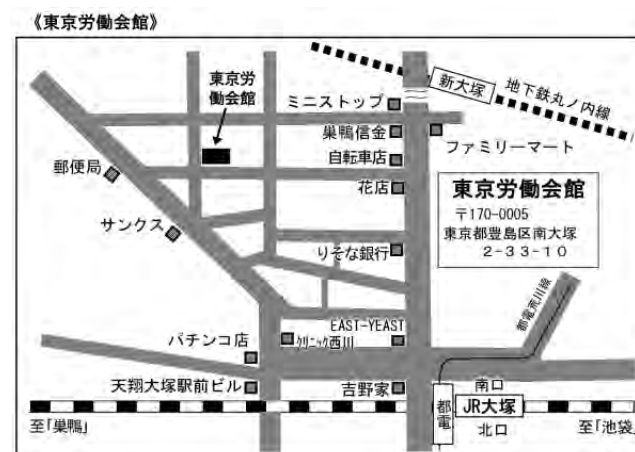
講師 五十嵐 仁さん(法政大学名誉教授)

- ◇先月行われた参院選は、野党と市民が全国的規模の選挙共闘を行うという歴史的選挙戦として、初めての挑戦としては大きな成功を収めました。また、その直後に行われた都知事選は、野党と市民の統一候補として奮闘したジャーナリストの鳥越俊太郎氏が134万票を獲得し大健闘しました。鳥越氏が都民の願いに応えた政治の転換の旗印を堂々と掲げたこととともに、参院選で大きな成果をあげた「4野党+市民」という共闘の枠組みが首都・東京の知事選でも発展したことは、今後の都民運動につながる大きな財産です。
- ◇大切な問題について隠し続けるという『だまし討ち』の国政を長続きさせてはなりません。また、小池都知事は海外報道でも右翼改憲派の政治家と紹介されるほどのタカ派であり、安倍首相と連携して、大企業・大規模開発優先の都政を続けることを明言しています。自民党との偽りの対決ポーズが人気を博したとしても、都民の願いとかけ離れた政治を続ければ、厳しい批判と対決を必ず迎えます。各分野のたたかいを広げ、大合流して、安倍政権を打ち倒し、都民本位の都政を実現していきましょう。
- ◇わたしたち都民連は、来る8月26日に総会を開催しますが、こうした情勢をふまえて、国政・都政をめぐる最新情勢について学び、今後の運動にむけた課題を整理する力にしていけるために、緊急講演会を設けました。多くの方にご参加をよびかけます。

日時 8月26日(金) 13:30~15:00
会場 ラパスホール(東京都豊島区南大塚2-33-10)
※JR大塚駅、丸ノ内線・新大塚駅、徒歩7分
主催 都民要求実現全都連絡会(都民連)
講師 五十嵐 仁さん(法政大学名誉教授)
「選挙後の国政・都政の情勢分析と今後の課題」
参加費 無料



<お問い合わせ> 都民連事務局(東京地評) 電話 03-5395-3171 FAX03-5395-3240



第31回2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会運営委員会報告

出席＝市川隆夫（臨海都民連）、市橋博（障都連）、椎橋みさ子（東京自治労連）、末延渥史（個人）、寺川慎二（東京社保協）、中野謙司（東京地評）、石島 淳（自由法曹団）、中嶋香織（東京民医連）
宮内泰明、萩原純一（スポーツ連盟）

欠席＝小林良雄（新建）、藤野章子（共産党都議団）

1 6月17日以後の都民の会の活動とオリパラの動き

- 6月22日 参議院議員選挙公示
- 6月28日 都庁第一庁舎前宣伝行動（椎橋、末延、宮内、新井、萩原）
- 7月11日 参議院選挙投開票
- 7月12日 野党統一候補鳥越俊太郎氏に一本化
- 7月14日 都知事選挙公示
- 7月28日 虎ノ門ヒルズ前路上宣伝行動（市川、萩原、北川、小林、新井）
- 7月31日 都知事選投開票
- 晴海の選手村予定地の土地の契約は、97000円/㎡で行われた。
- 7月28日の虎ノ門ヒルズ該当宣伝は、チラシの取りはよかった。警察へ騒音の苦情が入るほど、一部で関心が高まったかもしれない。（効果的だった）
- アクセシビリティのガイドラインについては、新建の小林さんに、専門家の考察をいただいてから、深めて、必要な対案を提出する。

2 小池百合子東京都知事への申し入れ

- *情報公開について
- *総経費の積算根拠を開示させる。
- *選手村の後利用、海の森水上競技場の見直し、組織委員会の透明性など
- 小池百合子新都知事には、「透明化」と「無駄に大会経費をかけない」という点で、早急に申し入れを行う必要がある。
- リオオリンピックから、それゆけ金メダルの風が強くなるが、その陰で歪んだオリンピック・パラリンピックにならないように注意喚起する。
- 要請文については、事務局会議で検討して、各運営委員に事前に確認をいただくようにする。
- 申し入れは、9月3日の後くらいか。
- 秘書課に連絡を入れて、直接の面談を要請する。
- オリパラ都民の会事務局会議：8月24日（水）13：30～スポーツ連盟事務所

3 第7回提言討論会の方向性について

- *日 時：11月19日（土）13:00～
- *会 場：エデュカス
- *テーマ：都民と国民に過重な負担をかけないオリンピック
大会後に都民及び国民スポーツが「権利」としての一定水準のスポーツ環境を整える
賄賂疑惑を明確にさせる
- *講 師：佐伯年詩雄（日本ウェルネス大学教授）他、候補を絞り込む
- テーマは、「これでよいのか2020オリンピック」のメインテーマの中で、
「これからのオリンピックに求められるもの」
「岐路に立たされたオリンピック、パラリンピック」
「メダル獲得と報奨金」
「オリンピックと自治体行政お歪み」
「開催都市の姿勢を問う」
- 適切な講師を選択し、決定する。

次回オリパラ都民の会運営委員会

2016年9月9日（金）13時30分より 東京労働会館 5階会議室

社会保障審議会 介護保険部会（第61回）	資料 1
平成28年 8月19日	

利用者負担

利用者負担のあり方

現状・課題

1．介護保険制度をめぐる状況

介護保険制度は、その創設から16年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、500万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきている。

一方、高齢化に伴い、介護費用の総額も制度創設時から約3倍の約10兆円（平成28年度予算ベース）になるとともに、第1号保険料の全国平均は5,000円を超え、2025年度には8,000円を超えることが見込まれる状況にある。

こうした状況の中で、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより、制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題となっている。

2．利用者負担割合・高額介護サービス費

（1）平成26年改正及び現状

（利用者負担割合）

介護保険制度においては、制度創設以来、利用者負担割合を所得にかかわらず一律1割としていたところであるが、平成26年の介護保険法改正において、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代に過度な負担を求めず、高齢者世代内において負担の公平化を図っていくため、一定以上所得のある方について負担割合を2割とした。（平成27年8月施行）

利用者負担のあり方

現状・課題

2割負担の対象者については、第1号被保険者全体の上位20%に該当するものとして、合計所得金額160万円（年金収入のみの場合280万円）以上と設定されたところ。

なお、2割負担の導入に当たっては、介護保険部会において、高齢者世代内で相対的に所得の高い方に更なる負担を求めるべきであるという点について、概ね意見の一致を見た一方で、介護保険料で負担能力に応じた負担をしておき、利用者負担は一律1割とすべきという意見や、利用者負担の引上げによりサービスの利用控えが起きることを懸念する意見も一部にあった。

制度施行後の実績をみると、直近のデータ（平成28年2月サービス分）では、2割負担に該当するのは、在宅サービス利用者のうちの9.7%、特別養護老人ホーム入所者のうちの4.1%、介護老人保健施設入所者のうちの6.2%となっている。また、サービス毎の受給者数をみると、平成27年8月の施行前後において、対前年同月比の傾向に顕著な差は見られない。

また、実質負担率は、平成18年度は約7.7%だったが、高額医療合算介護サービス費の創設等により、平成26年度は約7.2%に低下していたところ、制度改正後の直近の実質負担率は平均で約7.7%となっている。

(高額介護サービス費)

介護保険制度においては、所得の段階に応じて利用者負担額に一定の上限を設け、これを超えた場合には、超えた額が高額介護サービス費として利用者に償還されることとなっており、過大な負担とならない仕組みとしている。

利用者負担のあり方

現状・課題

高額介護サービス費の所得段階及び上限額は、制度創設時には、生活保護受給者等について15,000円(個人)、住民税非課税世帯の者について24,600円(世帯)、これ以外の者について37,200円(世帯)と設定していたところ。

平成17年改正において、介護保険施設等における居住費・食費が保険給付の対象外となることにより、特に低所得者層の施設入所者等の負担が増加しないようにとの観点から、負担能力をよりきめ細かく反映し、住民税非課税世帯であって、「公的年金等収入金額 + 合計所得金額」が80万円以下である場合に、上限額を15,000円(個人)に引き下げた。

平成26年改正においては、要介護状態が長く続くことを踏まえ、上限額を基本的に据え置くこととされたが、2割負担となる方のうち、特に所得が高い、高齢者医療制度における現役並み所得に相当する所得がある方については、現行の37,200円(世帯)から医療保険の現役並み所得者の多数回該当と同じ水準である44,400円(世帯)とされたところ。

なお、現役並み所得者相当に限定するのではなく、2割負担となった一定以上所得者について37,200円を引き上げるべきとの意見も一部にあった。

制度施行後の実績をみると、直近のデータ(平成28年3月支給決定分)では、新設された現役並み所得の区分について52,479件、約7億円。また、改正前後の総数を比較すると、改正前は1,335,229件、約135億円、改正後は1,667,550件、約182億円となっている。

利用者負担のあり方

現状・課題

(2) 経済財政運営と改革の基本方針2015 における記載等

介護保険の利用者負担については、経済財政運営と改革の基本方針2015 等において、以下のとおり記載されているところ。

経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定) (抄)

社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方等について、制度改正の施行状況も踏まえつつ、検討を行う。

経済・財政再生アクション・プログラム(平成27年12月24日経済財政諮問会議) (抄)

医療保険における高額療養費制度及び介護保険における高額介護サービス費制度の見直しについて、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。

介護保険における利用者負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。

利用者負担のあり方

現状・課題

経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月24日経済財政諮問会議)(抄)

	2014・2015年度	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度					2018年度
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	<p><④世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討></p> <p><()高額介護サービス費制度の在り方></p>								
	<p>高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p>			<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>					
	<p><()介護保険における利用者負担の在り方 等></p> <p>介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p>			<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>					

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

社会保障分野においては、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指し、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。

利用者負担のあり方

現状・課題

また、医療保険制度における患者負担についてはこれまで累次の改正が行われており、70歳以上の方については、平成14年10月から現役並み所得者の負担割合を2割に引き上げ、平成18年10月からこれを3割としている。さらに、70～74歳の方について、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方の患者負担を2割としたところ。

介護保険制度の高額介護サービス費の限度額は、制度創設時の医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されている。医療保険制度における高額療養費についてはこれまで累次の改正が行われており、70歳以上の方については、平成18年10月からは、一般区分(住民税世帯非課税以外の方)の上限額及び現役並み所得区分の多数回該当の上限額が、44,400円とされているところ。

3. 補足給付

(1) 平成17年改正、26年改正及び現状

制度発足時の介護保険においては、介護保険三施設(特養、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)及びショートステイに限り、居住費・食費が給付に含まれていた。平成17年改正により、在宅の方との公平性等の観点から、これらのサービスの居住費・食費を給付の対象外としたが、低所得者が多く入所している実態を考慮して、住民税非課税世帯である入所者については、世帯の課税状況や本人の年金収入及び所得を勘案して、特定入所者介護サービス費(いわゆる補足給付)として、介護保険三施設及びショートステイに限り居住費・食費の補助を行っている。

利用者負担のあり方

現状・課題

平成26年改正においては、こうした経過的かつ低所得者対策としての性格をもつ補足給付について、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性の確保の観点から、以下の見直しを行ったところ。

一定額超の預貯金等(単身1000万円超、夫婦世帯2000万円超)がある場合には、対象外。(平成27年8月施行)

施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外。(平成27年8月施行)

補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金(遺族年金・障害年金)も勘案。(平成28年8月施行)

なお、預貯金等の勘案については、預貯金額等の資産状況を自治体で完全に把握する仕組みがないことから、本人からの申告(虚偽の場合のペナルティを創設)や金融機関への照会により、判定しているところである。

さらに、非課税年金の勘案に伴い、平成28年8月から、各市町村は日本年金機構等の年金保険者から、被保険者の非課税年金に係る情報の提供を受けとる仕組みを構築することとしている。なお、住所地特例の場合等、年金保険者から情報が送付される市町村と保険者である市町村が一致しないケースがあるため、本人からの申告と併用して対応することとしている。

制度施行後の実績をみると、補足給付の平成27年8月以降の認定件数は、前年に比べて減少しており、所得段階が高くなるにつれて、制度見直しの影響が大きく出ている。直近のデータ(平成28年4月末現在)により対前年同月比をみると、第1段階(生活保護受給者等)で-3%、第2段階(住民税非課税世帯かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方)で-19%、第3段階(第2段階以外の住民税非課税世帯の方)で-21%となっている。

(注)補足給付の額については、平成27年8月に施行された特養の多床室に係る居住費の見直しの影響による増加があると考えられる。7

利用者負担のあり方

現状・課題

(2) 不動産の勘案

平成25年の介護保険部会では、資産のうち換金が容易ではない不動産について、一定額以上の宅地を保有している場合、在宅での生活を前提としているショートステイを除き補足給付の対象外とし、宅地を担保とした貸付を実施することができないか、検討を行ったものの、こうした事業を実施するためには、貸付の対象者や資産の評価の在り方、受給者が死亡した後の債権の回収方法など、事業を実施する上での課題を更に整理するとともに、市町村が不動産担保貸付の業務を委託することができる外部の受託機関を確保することが必要であり、引き続き検討を続けていくことが必要とされた。

「不動産を活用した補足給付の見直し等に関する調査研究(株式会社野村総合研究所。平成26年度厚生労働省補助事業)」「高齢者の所有する不動産の流動化に関する調査研究(株式会社野村総合研究所。平成27年度厚生労働省補助事業)」においては、利用者の不動産を担保として貸付事業を実施し、死後に回収する方法について、以下のような指摘があった。

- ・ 補足給付の受給者について、不動産活用の対象となる者の年間の人数を推計すると、全国で約2600～7800人程度、首都圏・関西圏・中京圏でこのうちの約3割を占めると推計。また、最も多い東京都でも年間180～540人となり、必ずしも金融機関にとって魅力的とは言いがたい市場規模。
- ・ 民間金融機関を活用したスキームを検討する場合にはマーケットボリュームや収益性を確保するため、対象者を広げて考える必要がある。また、最低でも500万円以上の貸付額でなければ担保融資としての費用対効果が見込めない。
- ・ 補足給付の対象者は低所得者層に限られるため、民間金融機関が資金を貸し付けたい層(資金需要があり、返済能力もある層)との間にギャップがある。

利用者負担のあり方

現状・課題

- ・ 東京都内の不動産の取引価格分布をみると、約56%の取引が総額3,000万円以上、約76%の取引が総額2,000万円以上となっている。一方で、地方都市では価格分布が大きく異なり、例えば秋田県では総額3,000万円以上の取引が約8%、総額2,000万円以上の取引が約20%となっており、地域差が大きい。
- ・ 地域別にみると、特別区・政令市ではリバースモーゲージを供給する金融機関が無い市・区はないが、都道府県では11の県でリバースモーゲージを供給する金融機関が無い状況。また、政令市・中核市でも、利用できないエリアや物件の資産価値等によって利用できないケースがある。
- ・ 既存のリバースモーゲージでは、契約可能年齢に上限が設けられているケースがある。相続人とのトラブルを避けるためにも、認知症の方を含む高齢者との契約支援の仕組み等が必要。
- ・ 実務上、自治体職員による不動産担保貸付等の説明・意思確認、金融機関職員による本人及び相続人に対するカウンセリング、金融機関による不動産評価、利用者の金融機関への来店及び契約、融資先等への定期的な安否確認や担保評価、利用者の死後における相続人との交渉・競売手続等が必要。

利用者負担のあり方

論点

高齢化の進展に伴い、40～64歳の第2号被保険者及び65歳以上の第1号被保険者の保険料水準の上昇が見込まれる中で、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、今後の介護保険制度の持続可能性を高める観点から、サービスを利用する方の負担のあり方についてどのように考えるか。

(利用者負担割合)

利用者負担割合については、平成27年8月から一定以上所得者については2割負担を導入したところである。制度の施行状況や、医療保険における患者負担割合を踏まえ、こうした利用者負担割合のあり方についてどのように考えるか。

(高額介護サービス費)

高額介護サービス費については、平成26年改正では基本的に据え置きとしつつ、2割負担の導入に伴い、特に所得の高い層のみ、上限の引上げを行ったところである。制度の施行状況や、医療保険における自己負担額の上限額を踏まえ、高額介護サービス費のあり方についてどのように考えるか。

(補足給付)

経過的かつ低所得者対策としての性格をもつ補足給付に対して見直す点はあるか。

特に平成25年の介護保険部会意見において引き続き検討することが必要とされた、不動産の勘案については、資産を預貯金の形でもつ方との公平性の観点や、地域的な格差、民間金融機関の参入の困難性、認知症の方への対応等様々な実務上の課題等を踏まえ、どのように考えるか。

骨太2016、経済・財政再生計画改革工程表 の指摘事項について

(1) 高額療養費について

(2) 後期高齢者の窓口負担について

平成28年7月14日

厚生労働省保険局

経済財政運営と改革の基本方針2016（抄）

（平成28年6月2日閣議決定）

5. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

① 基本的な考え方

社会保障分野においては、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指し、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。

経済・財政再生計画 改革工程表

(平成27年12月24日 経済財政諮問会議決定)

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度	2017年度	2018年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	《厚生労働省》 通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<④世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討> <(i)高額療養費制度の在り方>							
	外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論		関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる					
	<(ii)医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方>							
	医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論						-	-
<(iii)高額介護サービス費制度の在り方>								
高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改革の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論		関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる						
<(iv)介護保険における利用者負担の在り方 等>								
介護保険における利用者負担の在り方について、制度改革の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論		関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる (法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)						

第95回(平成28年5月26日)における 高齢者の自己負担等に関する意見について

- 現役世代の負担の伸びを寝かせる、或いは止めるという方向の制度改革が必要ではないか。
- 現役並み所得という考え方についても論点となるのではないか。
- 高齢者は疾病数が増え長期化するという特性も踏まえながら、医療費を国民全体でどう支えていくか、何が国民の利益か、考えていくべき。
- 高齢者は収入が増えない中で、どのような負担が必要か検討すべき。
- 制度の持続可能性を考えつつ、世代間の負担の公平性を検討した上で見直すことが必要。
- 検討に当たっては、現役世代が納得できる制度という視点を念頭に置かなければならない。

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額(現行)

(平成27年1月～)

	負担割合	月単位の上限額 (円)			
		外来(個人ごと)	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% <多数回: 44,400>		
70歳未満	年収約1,160万円～ 健保: 標報83万円以上 国保: 旧ただし書き所得901万円超	3割	252,600+ (医療費-842,000) × 1% <多数回該当: 140,100>		
	年収約770～約1,160万円 健保: 標報53万～79万円 国保: 旧ただし書き所得600万～901万円		167,400+ (医療費-558,000) × 1% <多数回該当: 93,000>		
	年収約370～約770万円 健保: 標報28万～50万円 国保: 旧ただし書き所得210万～600万円		80,100+ (医療費-267,000) × 1% <多数回該当: 44,400>		
	～年収約370万円 健保: 標報26万円以下 国保: 旧ただし書き所得210万円以下		57,600 <多数回該当: 44,400>		
	住民税非課税		35,400 <多数回該当: 24,600>		
70～74歳	現役並み所得者 (年収約370万円～) 健保: 標報28万円以上 国保: 課税所得145万以上	3割	44,400	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% <多数回: 44,400>	
	一般(～年収約370万円) 健保: 標報26万円以下(※1) 国保: 課税所得145万円未満(※1)(※2)	2割 (※3)	12,000 (※4)	44,400 (※4)	
	住民税非課税		8,000	24,600	
	住民税非課税 (所得が一定以下)				15,000
	75歳	現役並み所得者 (年収約370万円～) 課税所得145万以上	3割	44,400	80,100+ (総医療費-267,000) × 1% <多数回: 44,400>
一般(～年収約370万円) 課税所得145万円未満(※1)(※2)		1割	12,000	44,400	
住民税非課税			8,000	24,600	
住民税非課税 (所得が一定以下)					15,000

※1 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※2 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※3 平成26年4月1日までに70歳に達している者は1割。

※4 2割負担の場合は62,100円(外来24,600円)とされていたが、平成26年4月より1割負担だった際の限度額に据え置き。

高齢者の「現役並み所得」について

医療保険

- 現役並みの所得水準として、協会けんぽ(旧政管健保)の平均収入額を設定し、窓口負担や高額療養費の負担区分の判定に用いている。

75歳～	後期高齢者医療	世帯内のいずれかの被保険者の課税所得が145万円※ ¹ 以上の場合	かつ	世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円※ ² (世帯の被保険者が1人の場合は383万円※ ²)以上の場合
70～ 74歳	国民健康保険	世帯内のいずれかの被保険者の課税所得が145万円以上の場合		世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円(世帯の被保険者が1人の場合は383万円)以上の場合
	被用者保険	被保険者の標準報酬月額が28万円以上の場合		被保険者及び被扶養者の収入の合計額が520万円(被扶養者がいない場合は383万円)以上の場合

※¹ 平成16年度の政管健保の平均標準報酬月額に基づく平均収入額(夫婦二人世帯モデル:約386万円)から諸控除を控除し、課税所得として算出した額

※² 高齢者複数世帯又は単身世帯のモデルを設定し、その世帯の課税所得が145万円となる収入額を算出した額

注¹ 課税所得とは、収入から地方税法上の必要経費、所得控除等を控除した後の額をいう。

注² 国民健康保険と被用者保険における被保険者や被扶養者は70～74歳の者に限る。

介護保険

- 自己負担限度額(高額介護サービス費)の現役並みの所得基準は、医療保険と同様の基準を用いている。
- 一方で、利用者負担については、一定以上の所得水準(65歳以上の被保険者の上位20%相当)の者を2割負担としている。

高額介護サービス費における現役並み所得者	医療保険(70歳以上)の現役並み所得者に相当する者		
利用者負担における一定以上所得者	合計所得金額が160万円(単身で年金収入のみの場合280万円)※ ¹ 以上である場合	かつ	年金収入とその他の合計所得金額の合計額が、単身で280万円、2人以上世帯で346万円※ ² 以上である場合

※¹ 65歳以上の被保険者の上位20%に相当する水準

※² 世帯内の65歳以上の被保険者の年金収入等の合計。280万円に国民年金の平均額(5.5万円)の年額を加えた額。

注 合計所得金額とは、収入から地方税法上の必要経費を控除した後の額をいう。

高齢者の高額療養費の自己負担限度額の考え方

[70歳以上]

		自己負担限度額（1月当たり）	
		外来(個人ごと)	
現役並み所得者		44,400円(⑤)	80,100円＋ (医療費－267,000円) × 1% 〈多数回該当※44,400円〉(①)
一般		12,000円(⑥)	44,400円(②)
低所得者	住民税非課税	8,000円(④)	24,600円(③)
	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円(④)

※過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目に該当

所得区分要件・限度額設定の考え方

- ①現役並み所得者については、現役世代との負担の均衡を踏まえ、70歳未満の一般の自己負担限度額に合わせて設定。
- ②一般の者については、高齢者には長期入院が多いこと等を踏まえ、70歳未満の一般の多数該当限度額に合わせて設定。
- ③70歳未満の低所得者の多数該当限度額に合わせて設定。
- ④平成14年10月の1割負担導入時以降、据え置き。
- ⑤現役並み所得者の外来の限度額は、一般の自己負担限度額と同額に設定。
- ⑥一般の外来限度額は、患者毎の医療費分布をもとに、統計的な例外値である上位3%ラインにおける患者負担の水準に設定。

高齢者の高額療養費における外来上限の考え方について

○ 70歳以上の高齢者の外来上限は、平成14年10月から、それまで設けられていた外来の月額上限を廃止し、定率1割負担の徹底を行った際に、

- ① 高齢者は外来の受診頻度が若年者に比べて高いこと
- ② 高齢者の定率1割負担を導入してから間もない(平成13年1月から実施)こと等を考慮して、設けられたもの。

《限度額設定の考え方》

【現役並み所得者】 一般の自己負担額と同額に設定。

【一般】 患者毎の医療費分布をもとに、統計的な例外値である上位3%ラインにおける患者負担の水準(平成14年改正時12,000円)に設定。

【低所得者】 自己負担限度額が一般のものに占める割合(平成14年改正当時61%)を踏まえ、一般の概ね2/3の水準に設定。

[70歳以上の自己負担限度額(現行)]

		外来 (個人ごと)	自己負担限度額 (1月当たり)
現役並み所得者		44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回該当※44,400円〉 ※ 過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目に該当
一般		12,000円	44,400円
低所得者	住民税非課税	8,000円	24,600円
	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

【暮らし】

介護保険の福祉用具レンタル 全額自己負担方針に悲鳴

2016年8月3日

介護保険の費用抑制のため、政府内で検討が進む要介護度が軽い人へのサービス見直しのうち、特に身近な福祉用具レンタルの全額自己負担化方針に、対象の高齢者から悲鳴が上がっている。当事者には「用具を使って行動できるからこそ、元気でいられる」「生活を壊さないで」との思いが共通しており、「政府方針は逆に重度者を増やす」と主張する。（白鳥龍也）

「年金暮らしで、福祉用具の全額負担はあまりに厳しい。私のような人を家に閉じ込めないで」。兵庫県西宮市の女性(76)は、語気強く訴える。

変形性股関節症が悪化し、二〇〇八年に左足を切断して以来、車いすの生活。ただ「気ままに暮らしたい」と、長男夫婦宅の近くで独居し、大半の家事をこなすほか、友人との観劇や茶会に積極的に出掛け、要支援2を維持している。「用具がなければ全部ができなくなり、認知症になりかねない」と不安がる。



車いす用のリフトを器用に扱い、庭に出る吉田義夫さん＝盛岡市で

ヘルニア手術の後遺症で、五十年前に下半身まひになった盛岡市の吉田義夫さん(85)は、車いすや段差解消用のリフトを器用に扱い、一人で散歩や買い物に行くのが楽しみ。四年前に腸の手術をした後は要介護5だったが、現在は2。ケアマネジャーの資格を持つ長女幸子さん(52)は「月約五千五百円の用具レンタル代が十倍になったら、負担はとても無理。といって用具がなければ、私が仕事を辞めて面倒を見なければならなくなる」と頭を抱える。

介護保険を利用してレンタルできるのは、トイレやベッドに設置できる手すり、歩行器、車いす、電動ベッドなど十一種。一割負担の場合、車いすだと一般には月に数百円で借りられ、利用者にとっては在宅で自立生活を続けるのに大きな手助けとなっている。

厚生労働省の統計によると、一六年二月に介護保険で福祉用具をレンタルしたのは百八十四万人。うち政府側が要介護度が軽いとみなす要支援1、2と要介護1、2の人(軽度者)は百十四万人で六割を占める。一方、それらの人への福祉用具貸与のための給付費は九十五億円で、介護保険全体からみれば1・4%にすぎない。

レンタル事業者らでつくる日本福祉用具供給協会が昨年、日常的に用具を利用する約五百人に「用具が利用できなくなったらどうするか」を尋ねたところ「介助者を依頼する」「行動をあきらめる」との回答が多数を占めた。協会の小野木孝二理事長は「用具が使えなくなると、家族の介護負担が増すか本人の行動が抑制され心身状態が悪化する恐れがある。そうなると訪問介護の費用も人材も余計に必要なになる。福祉用具貸与は費用対効果が大きいサービスだ」と強調する。

日本ケアマネジメント学会の服部万里子副理事長は「軽度者のサービス切り捨ては、頑張ってきた高齢者の人生を今後はお金で買えということ。できない人は人生そのものを変えられてしまう。介護保険制度の信頼が根本から崩れる」と指摘している。

＜軽度者のサービス見直し＞ 2015年6月閣議決定の「骨太の方針」に明記され、政府側は17年に法改正、18年4月から介護保険制度および介護報酬改定に合わせ実施一を目指す。財務省は、福祉用具貸与のほか訪問介護の生活援助、バリアフリー化の住宅改修を介護保険の給付から外して原則自己負担にすることを提唱。厚労省社会保障審議会介護保険部会で年内の結論を目指し、詰めの論議を進めている。

【政治】

福祉用具レンタルの原則自己負担方針 本紙報道に反響続々

2016年8月19日 朝刊

福祉の充実に使うと言っていたお金はどこへ。要介護度の軽い人たちについて、福祉用具レンタルを原則自己負担化すると財務省案。利用者から悲鳴が上がっていると三日の本紙朝刊暮らし面が伝えたところ、読者らから反響が相次いだ。安倍政権が掲げる「一億総活躍」に反し弱者いじめそのものでは、というのだ。(編集委員・白鳥龍也)

記事では、車いすや段差解消用のリフトを月五千五百円(一割)の負担で利用する高齢男性の例を紹介した。東京都八王子市の七十代女性からは本紙読者部に「レンタル代が十倍になったら(年額)六十万円を超える。老後が心配」と、電話で意見が寄せられた。



本紙編集局の各部が設けるツイッターなど交流サイトには記事の転載をした参加者が「自己負担できない人はどうする」といった書き込みをした。「高齢者の甘え」とする声もあったが「(政府は)弱者いじめばかり」「(弱者切り捨ての)この状態なのに『一億総活躍社会』を推し進めるって」と批判が多かった。

「通院や外出、日常生活に著しい支障が出る。状態が悪化し寝たきりとかになってしまいそう」など政策効果を疑問視する声も。「軽度者」への用具貸与のため政府が介護保険から給付しているのはことし二月分で九十五億円。介護保険全体の1.4%にすぎない。

事業者団体の日本福祉用具供給協会が、利用者約五百人に行った調査では、用具利用以前は半数以上が転倒を経験していたが、利用後は九割以上で転倒の不安が軽減したという。一方、用具が使えなくなったら、種類によっては25%の人が「訪問介護を依頼する」と回答。これを基に、国全体で訪問介護の費用がどのくらい増えるか試算したところ、低くとも年間千三百七十億円のコスト増になり、介護人材も新たに十万人以上必要になるとはじいた。

脳出血で左半身まひとなったが、車いすと介護タクシーで片道一時間の通院や買い物もこなす盛岡市の内村タエさん(68)＝要介護2＝は「車いすは体の一部。全額負担になったら家さこもって暗くなってなくちゃいけないんだべな」と思ってる。現場をちゃんと見て決めて」と訴える。

◆介護軽度者を見直し

政府が二〇一五年六月に閣議決定した「骨太の方針」は福祉用具のレンタルを含む軽度者向けサービスの見直しを明記。政府は訪問介護の生活援助やバリアフリー化の住宅改修費の見直しも検討している。財務省は介護保険の給付から外し、一部還付も念頭に置いた原則自己負担を主張。厚生労働省社会保障審議会介護保険部会は年内の結論を目指し議論を進めている。

本紙は三日暮らし面で「対象の高齢者から悲鳴が上がっている」との記事を掲載。車いす生活の七十六歳の女性が「用具がなければ(家事や外出などが)全部できなくなり、認知症になりかねない」と不安がる様子などを紹介した。

関連記事ピックアップ

Recommended by

[介護保険の福祉用具レンタル 全額自己負担方針に悲鳴\(8月3日\)](#)

[厚労省、介護サービス縮小検討 要介護1、2の人向け生活援助など対象\(7月21日\)](#)

年金積立金管理運用 独立行政法人

Government Pension Investment Fund (GPIF)

前年度末の運用状況ハイライト

[平成27年度業務概況書 \[PDF:14,946KB\]](#)

▼ 運用実績

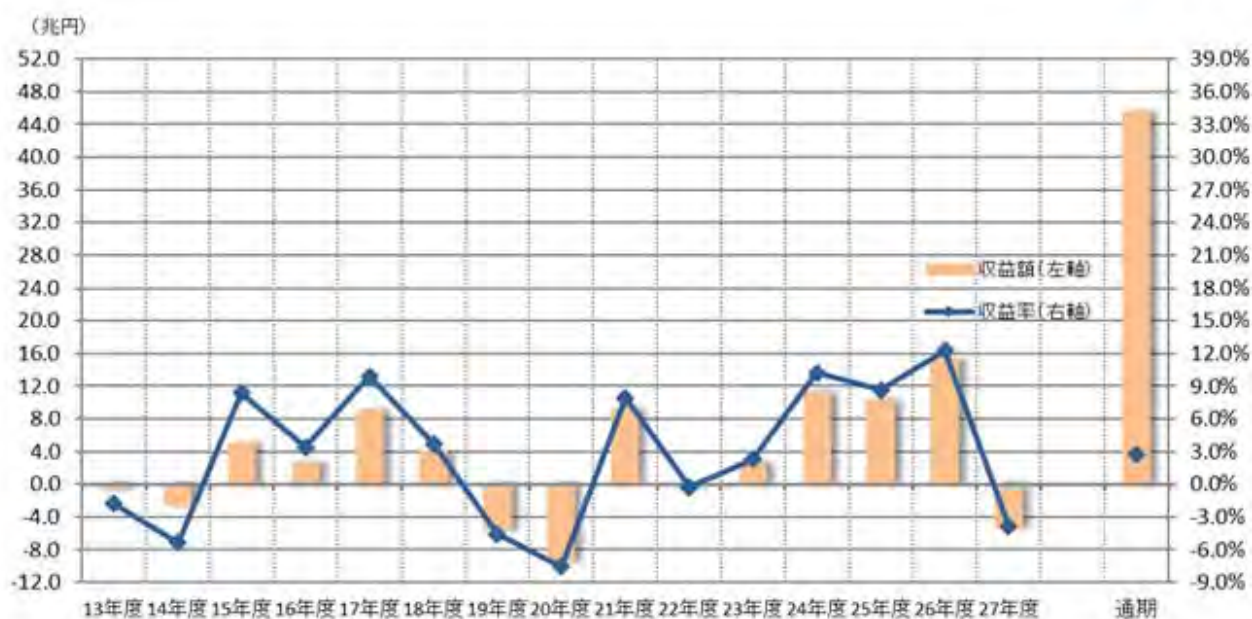
➤ 資産構成割合

平成27年度

収益率 : **-3.81%**収益額 : **-5兆3,098億円**運用資産額 : **134兆7,475億円**

※平成27年度末時点

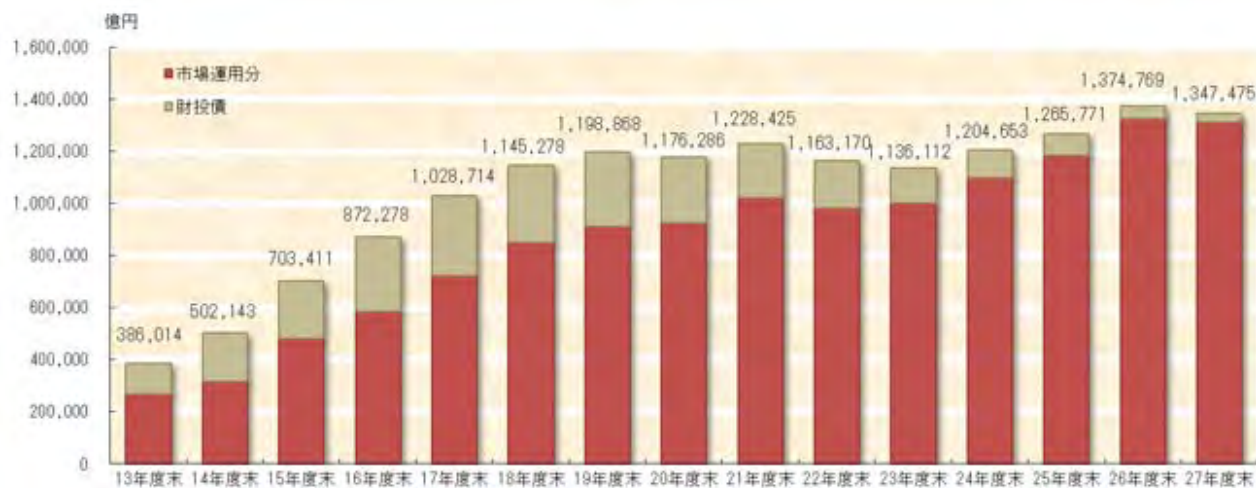
自主運用開始（平成13年度）からの収益額と収益率の推移



	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収益額 (兆円)	-0.6	-2.5	4.9	2.6	9.0	3.9	-5.5	-9.3
収益率 (%)	-1.80	-5.36	8.40	3.39	9.88	3.70	-4.59	-7.57

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	通期
収益額 (兆円)	9.2	-0.3	2.6	11.2	10.2	15.3	-5.3	45.4
収益率 (%)	7.91	-0.25	2.32	10.23	8.64	12.27	-3.81	2.70

自主運用開始（平成13年度）からの運用資産額の推移



Copyright © 2011 Government Pension Investment Fund All rights reserved.

TPP協定を今国会で批准しないことを求める緊急署名

【請願の趣旨】

安倍内閣は、「TPP断固反対」とした自らの公約にも国会決議にも反して、私たちの命や食、暮らし、地域を脅かすだけでなく、参加各国の人権も主権も踏みにじる恐れの高いTPP(環太平洋経済連携協定)の批准および関連法案を、秋の臨時国会で強行しようとしています。

しかし、政府の、「情報開示と国民的な議論」を求めた国会決議に反した秘密主義は、民主主義にも反します。アメリカをはじめ、参加各国の承認手続きが不透明さを増すなか、批准を急ぐ理由はありません。交渉経過を含めて情報をしっかり開示して、文字通り国会を含めた国民的議論に付すべきです。また、国会議員は自らの責任で行った国会決議を守るため、全力を挙げるべきです。

私たちは、内容の上でも、また民主主義的な手続きの上でも大きな問題を抱えているTPP協定は、今国会で批准しないことを強く求めます。

【請願事項】

一、TPP協定を今国会で批准しないこと。

名 前	住 所

*住所はそれぞれ記入して下さい。個人情報 は署名提出以外には使用しません。

2016年 月 日

衆議院議長殿

参議院議長殿

○よびかけ：TPPを批准させない！全国共同行動

○取り扱い団体（必要によりご記入ください）：

○署名集約：以下の「全国共同行動・共同事務局連絡先」のいずれかへ

・フォーラム平和・人権・環境（平和フォーラム）

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館内（TEL03-5289-8222）

・全国食健連

〒151-0053 渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館3階（TEL03-3372-6112）

団体名	前集	回約	今集	回約	合計	地域社保協・地域団体	前集	回約	今集	回約	合計
1 東京地評		128			128	32 板橋社保協	175				175
2 東京医労連					0	33 渋谷社保協			10		10
3 東京土建一般労働組合	52,535		757		53,292	34 足立社保協					0
4 東京自治労連	167				167	35 西東京社保協	212		20		232
5 年金者組合東京都本部	59				59	36 西多摩社保協	35				35
6 福祉保育労組東京地本	251				251	37 杉並社保協					0
7 都教組					0	38 北区社保協					0
8 東京民医連	195				195	39 中野社保協	10				10
9 東京保険医協会	5				5	40 大田社保協					0
10 東京歯科保険医協会					0	41 練馬社保協			5		5
11 東京都老後保障推進協会					0	42 品川社保協					0
12 東京商工団体連合会					0	43 中央区社保協					0
13 都生連		8			8	44 目黒社保協	10				10
14 新婦人本部		2		7	9	45 世田谷社保協					0
15 全農林東京					0	46 港社保協					0
16 国労東京					0	47 文京社保協					0
17 建交労東京都本部					0	48 江東社保協					0
18 東京国公共闘	207				207	49 葛飾社保協	26				26
19 全建総連東京都連					0	50 台東社保協	5				5
20 都障教組					0	51 新宿社保協					0
21 東京公務公共一般労組					0	52 荒川社保協					0
22 東京私教連					0	53 江戸川社保協					0
23 都患同盟					0	54 墨田社保協	341				341
24 東京公害患者と家族の会	215		80		295	55 豊島社保協	64		17		81
25 全労済東京					0	56 千代田社保協					0
26 障都連					0	57 調布社保協					0
27 東京都生協連医療部会					0	58 小平社保協					0
28 新日本医師協会東京支部					0	59 町田社保協	47				47
29 全運輸羽田航空支部					0	60 東村山社保協	5				5
30 東友会					0	61 小金井社保協					0
31 東京介護福祉労働組合					0	62 国分寺社保協					0
32 婦人民主クラブ					0	63 府中社保協					0
33 自由法曹団東京支部					0	64 清瀬社保協	135				135
※宣伝行動など					0	65 日野社保協	2				2
事務局	234				234	66 三鷹社保協					0
女性センター					0	67 多摩市福祉をすすめる会					0
					0	68 武蔵野社保協					0
都退協					0	69 村山・大和社保協					0
全港湾東京					0	70 稲城社保協					0
ハガキ(ティッシュ)返送分	781		96		877	71 八王子社保協	292		20		312
駅頭宣伝	16				16	72 東久留米社保協					0
郵産労					0	73 国立社保協					0
都団体小計	53,772		844		54,616	74 立川社保協					0
地域社保協小計	1,359		72		1,431	75 昭島社保協					0
宣伝・他団体小計	1,031		96		1,127	76 こまえ社保協					0
総合計	56,162		1,012		57,174						

目標 30万筆
ハガキ

351枚
大田 1160枚

19.06%

国会提出

3月10日
1,038 4月20日
541 5月11日

団体名	前集	回約	今集	回約	合計	地域社保協・地域団体	前集	回約	今集	回約	合計
1 東京地評		110			110	32 板橋社保協	20				20
2 東京医労連		178			178	33 渋谷社保協	20		15		35
3 東京土建一般労働組合	29,537		3,118		32,655	34 足立社保協					0
4 東京自治労連		263			263	35 西東京社保協	10				10
5 年金者組合東京都本部		20			20	36 西多摩社保協	183				183
6 福祉保育労組東京地本		905			905	37 杉並社保協					0
7 都教組		276			276	38 北区社保協					0
8 東京民医連		395			395	39 中野社保協	5				5
9 東京保険医協会		1,487			1,487	40 大田社保協					0
10 東京歯科保険医協会					0	41 練馬社保協	25				25
11 東京都老後保障推進協会					0	42 品川社保協	55				55
12 東京商工団体連合会					0	43 中央区社保協					0
13 都生連		4			4	44 目黒社保協	10				10
14 新婦人本部		33			33	45 世田谷社保協					0
15 全農林東京					0	46 港社保協	10				10
16 国労東京					0	47 文京社保協					0
17 建交労東京都本部		20			20	48 江東社保協					0
18 東京国公共闘		254		13	267	49 葛飾社保協					0
19 全建総連東京都連					0	50 台東社保協	5		21		26
20 都障教組					0	51 新宿社保協					0
21 東京公務公共一般労組					0	52 荒川社保協					0
22 東京私教連		9			9	53 江戸川社保協					0
23 都患同盟					0	54 墨田社保協					0
24 東京公害患者と家族の会					0	55 豊島社保協	71				71
25 全労済東京					0	56 千代田社保協					0
26 障都連					0	57 調布社保協					0
27 東京都生協連医療部会					0	58 小平社保協	5				5
28 新日本医師協会東京支部					0	59 町田社保協	10				10
29 全運輸羽田航空支部					0	60 東村山社保協	11				11
30 東友会					0	61 小金井社保協					0
31 東京母親連絡会		30			30	62 国分寺社保協					0
32 婦人民主クラブ					0	63 府中社保協					0
33 自由法曹団東京支部					0	64 清瀬社保協					0
※宣伝行動など					0	65 日野社保協					0
働く女性の東京集会		110			110	66 三鷹社保協					0
女性センター		46			46	67 多摩市福祉をすすめる会					0
事務局		222			222	68 武蔵野社保協					0
都退協					0	69 村山・大和社保協					0
東京南部生協				303	303	70 稲城社保協					0
ハガキ(ティッシュ)返送分					0	71 八王子社保協	699		62		761
駅頭宣伝					0	72 東久留米社保協	22				22
郵産労					0	73 国立社保協					0
都団体小計	33,521		3,131		36,652	74 立川社保協					0
地域社保協小計	1,161		98		1,259	75 昭島社保協					0
宣伝・他団体小計	378		303		681	76 こまえ社保協					0
総合計	35,060		3,532		38,592						

都議会提出 2/4 325
 // 4/12 1,094
 // 22,856


[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)
[音声読み上げ](#)

[衆議院トップページ](#) > [本会議・委員会等](#) > [委員名簿](#) > 委員名簿 厚生労働委員会

平成28年 8月 5日現在

厚生労働委員会 委員名簿

役職	氏名	ふりがな	会派
委員長	渡辺 博道君	わたなべ ひろみち	自民
理事	秋葉 賢也君	あきば けんや	自民
理事	江渡 聡徳君	えと あきのり	自民
理事	小松 裕君	こまつ ゆたか	自民
理事	後藤 茂之君	ごとう しげゆき	自民
理事	白須賀 貴樹君	しらすか たかき	自民
理事	西村 智奈美君	にしむら ちなみ	民進
理事	初鹿 明博君	はつしか あきひろ	民進
委員	赤枝 恒雄君	あかえだ つねお	自民
委員	大串 正樹君	おおぐし まさき	自民
委員	木村 弥生君	きむら やよい	自民
委員	河野 太郎君	こうの たろう	自民
委員	新谷 正義君	しんたに まさよし	自民
委員	田中 英之君	たなか ひでゆき	自民
委員	田畑 裕明君	たばた ひろあき	自民
委員	田村 憲久君	たむら のりひさ	自民
委員	高鳥 修一君	たかとり しゅういち	自民
委員	高橋 ひなこ君	たかはし ひなこ	自民
委員	谷川 とむ君	たにがわ とむ	自民
委員	とかしき なおみ君	とかしき なおみ	自民
委員	永岡 桂子君	ながおか けいこ	自民
委員	長尾 敬君	ながお たかし	自民
委員	丹羽 秀樹君	にわ ひでき	自民
委員	丹羽 雄哉君	にわ ゆうや	自民
委員	福山 守君	ふくやま まもる	自民
委員	堀内 詔子君	ほりうち のりこ	自民
委員	牧原 秀樹君	まきはら ひでき	自民
委員	三ツ林 裕巳君	みつばやし ひろみ	自民
委員	村井 英樹君	むらい ひでき	自民
委員	山下 貴司君	やました たかし	自民
委員	井坂 信彦君	いさか のぶひこ	民進
委員	大西 健介君	おおにし けんすけ	民進
委員	岡本 充功君	おかもと みつのり	民進
委員	郡 和子君	こおり かずこ	民進
委員	重徳 和彦君	しげとく かずひこ	民進
委員	中島 克仁君	なかじま かつひと	民進
委員	中根 康浩君	なかね やすひろ	民進
委員	柚木 道義君	ゆのき みちよし	民進
委員	伊佐 進一君	いさ しんいち	公明
委員	竹内 譲君	たけうち ゆずる	公明
委員	角田 秀穂君	つのだ ひでお	公明
委員	中野 洋昌君	なかの ひろまさ	公明
委員	高橋 千鶴子君	たかはし ちづこ	共産
委員	堀内 照文君	ほりうち てるふみ	共産
委員	浦野 靖人君	うらの やすと	維新

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話(代表)03-3581-5111

[案内図](#)


[検索方法](#)

 文字サイズの変更
[サイトマップ](#)
[よくある質問](#)
[リンク集](#)
[English](#)
[トップページに戻る](#)
[トップ > 今国会情報](#)
[議員情報](#)
[今国会情報](#)
[ライブラリー](#)
[議案情報](#)
[会議録情報](#)
[請願](#)
[質問主意書](#)
[参議院公報](#)
[参議院のあらし](#)
[国会体験・見学](#)
[国際関係](#)
[調査室作成資料](#)
[参議院審議中継](#)
[特別体験プログラム](#)
[キッズページ](#)

今国会情報

第191回国会(臨時会)(平成28年8月1日～平成28年8月3日)

委員名簿

議員の名前をクリックすると議員個人の紹介ページが表示されます。
 <正字>をクリックすると議員氏名の正確な表記が表示されます。
 会派名は略称で表示されております。

[正式な会派名は、「参議院会派名一覧」で、ご覧いただけます。](#)

[委員の写真はこちらをご覧ください。](#)

参議院厚生労働委員会

平成28年8月28日現在

役職	氏名	会派名(略称)	
委員長	三原 じゅん子	(自民)	
理事	島村 大	(自民)	
理事	高階 恵美子	(自民)	<正字>
理事	羽生田 俊	(自民)	
理事	足立 信也	(民進)	
理事	佐々木 さやか	(公明)	
	有村 治子	(自民)	
	石井 みどり	(自民)	
	太田 房江	(自民)	
	木村 義雄	(自民)	
	佐藤 啓	(自民)	
	自見 はなこ	(自民)	
	武見 敬三	(自民)	
	藤井 基之	(自民)	
	古川 俊治	(自民)	
	石橋 通宏	(民進)	
	川田 龍平	(民進)	
	小西 洋之	(民進)	
	森本 真治	(民進)	
	熊野 正士	(公明)	
	長沢 広明	(公明)	
	倉林 明子	(共産)	
	東 徹	(維新)	
	福島 みずほ	(希望)	
	薬師寺 みちよ	(無ク)	

[利用案内](#) | [著作権](#) | [免責事項](#) | [ご意見・ご質問](#)

All rights reserved. Copyright(c) , House of Councillors, The National Diet of Japan

理事	栗山よしじ（自） ほっち易隆（自） 野上純子（公）
委員	小松久子（ネ） 野上ゆきえ（進） 今村るか（民） 山崎一輝（自） 鈴木貴太郎（公） 鈴木あきまさ（自） 古賀俊昭（自）

都市整備委員会（定数14人 現員14人）

委員長	中村ひろし（民）
副委員長	白石たみお（共） 北久保眞道（自）
理事	伊藤こういち（公） 河野ゆうき（自） 鈴木章浩（自）
委員	やながせ裕文（無（東）） 中山ひろゆき（民） 徳留道信（共） 谷村孝彦（公） きたしろ勝彦（自） 藤井一（公） 山田忠昭（自） 立石晴康（自）

厚生委員会（定数14人 現員14人）

委員長	斉藤やすひろ（公）
副委員長	栗山欽行（自） 両角みのる（か）
理事	高倉良生（公） 早坂義弘（自） 山加朱美（自）
委員	島田幸成（民） 畔上三和子（共） 和泉なおみ（共） 和泉武彦（自） 小山くにひこ（民） 小宮あんり（自） 小磯善彦（公） 野島善司（自）

経済・港湾委員会（定数14人 現員14人）

委員長	島崎義司（自）
副委員長	小林健二（公） 清水孝治（自）